海外ホットライン

次の国（地域）にご滞在中は、下記の電話番号へおかけください。海外ホットラインに直接つながり、通話料は無料です。

ご滞在先	電話番号	ご滞在先	電話番号
北アメリカ・中南米・太平洋諸島から（トールフリーダイヤル）			
アメリカ(本土・ハワイ)	1-833-950-0893	コロンビア	01-8009-812123
カナダ	1-833-907-6700	ブラジル	0800-761-0212
アルゼンチン	0800-777-0085	ペルー	0800-53-280
メキシコ	01-800-123-3308		
アジアから（トールフリーダイヤル　※一部ダイヤル直通）			
中国	4001-203739	インドネシア	007803-81-1-0038
香港	800-90-0356	タイ	1800-011-212
台湾	00801-81-2770	フィリピン	1-800-1-8110336
韓国	00798-81-1-0831	ベトナム	120-81-045
シンガポール	800-8110-824		
オセアニアから（トールフリーダイヤル）			
オーストラリア	1-800-718-264	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ・中近東・アフリカ・ロシアから（トールフリーダイヤル）			
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144	チェコ	800-143-106
イギリス	0808-23-44567	デンマーク	8025-4536
イスラエル	1-80-946-5201	ドイツ	0800-1-80-2112
イタリア	800-7-83839	ハンガリー	06-800-21617
オーストリア	0800-298828	フランス・モナコ	0800-90-6165
ギリシャ	00-800-8113-0137	ベルギー	0800-1-2552
スイス	0800-89-5138	ポーランド	00-800-811-1219
スウェーデン	020-790-250	ポルトガル	800-8-81-040
スペイン	9009681-90	南アフリカ	0800-99-5549
ロシア	8-800-301-8861	ルクセンブルク	8002-6045
無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国または地域から			**(81) 50-3820-1301**
日本国内から	**無料電話**		**0120-08-1572**
	無料電話がご利用になれない場合		**018-888-9547**

※各電話番号については最新のものを記載しておりますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがありますので、**電話がつながらない場合は(81) 50-3820-1301へ**コレクトコールをご利用しておかけください。
※ダイヤル直通の通話料は、お客様負担とさせていただきますのでご了承ください。（コレクトコールのご利用をお勧めいたします。）
※地域・電話機の種類（公衆電話、携帯電話等）・ホテルによっては、トールフリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。
トールフリーダイヤルやコレクトコールを利用できない場合の通話料、ホテル等から別途サービス料・手数料等の名目で請求された費用につきましては、お客様負担とさせていただきます。ご了承ください。
※番号は2023年9月現在のものです。

海外ホットラインご利用の際には、MUFGカード会員であることおよび「氏名」、「年令」、「性別」、「カード番号および有効期限」をはっきりお伝えください。

本冊子はご旅行の際に必ずお持ちください。

2308-33085

D00056
(300410) 23.09.YZ

MUFG CARD

カード付帯保険のご案内

三菱UFJカード　スマート

必ずご一読のうえ、お手元に保管ください。
海外へご旅行の際は、本カードとともに、本小冊子をご携帯ください。

MUFG　三菱UFJニコス

MUFG CARD

三菱UFJニコス㈱を保険契約者とし、会員の皆様を被保険者（保険の補償を受けられる方）として保険契約を締結しております。
本小冊子は保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、緊急時に備えてご携帯ください。

■保険の内容について
本小冊子は、本カードに付帯する保険の概要を記載したものです。保険の内容は損害保険ジャパン㈱の保険約款によります。保険（補償）内容を予告なく変更する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

目　次

①保険金額一覧……2
②補償内容の概要……3
③保険金の請求について……10
④海外ホットラインについて……12
⑤Q&A……13

■引受保険会社・事故時のご連絡先

	海外旅行傷害保険 国内旅行傷害保険 ショッピング保険
引受保険会社（幹事）	損害保険ジャパン株式会社
事故時の連絡先	損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク 0120-786-661
受付時間	24時間年中無休

■お問合せ先
カードに付帯している保険の種類、補償額等概要に関して
〈Visa/Mastercard®/JCB会員の方〉
MUFGカードコールセンター
ナビダイヤル 0570−050535または03−5489−6165
受付時間／9：00〜17：00（無休・年末年始は休み）
〈American Express® 会員の方〉
MUFGカード・アメリカン・エキスプレス・カードデスク
ナビダイヤル 0570−050558または03−5489−6116
受付時間／9：00〜17：00（無休・年末年始は休み）
※お電話の際、MUFGカードをご用意ください。

各保険の詳細に関して
エスティ保険サービス株式会社（取扱代理店）
0120−515−455
受付時間／9：00〜17：00（土・日・祝・年末年始休）
※海外からのご連絡先に関しては、巻末に記載しております。

OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED : MUFG CARD MEMBER
POLICY PERIOD : Policy period shall commence upon leaving residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of 90 days or upon return to the residence, whichever is sooner.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or INJURY RESIDUAL DISABILITY	¥20,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥1,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥1,000,000
LIABILITY	¥20,000,000
BAGGAGE (DEDUCTIBLE : ¥3,000)	¥200,000
RESCUER'S EXPENSES	¥1,000,000

This insurance is in effect if the card member pays travel expenses (tickets of public transportation or international package tour) with a MUFG CARD.

Sompo Japan Insurance, Inc.

①保険金額一覧

保険金額一覧

（1）海外旅行傷害保険（利用条件付）
★補償期間：カード入会日以降にご出発される旅行、かつその料金のお支払いに本カードをご利用いただいた時以降の当該旅行期間を補償します。ただし、1回の旅行の補償期間は、次の期間をもって限度とします。
① 日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた場合は、日本出国時からその日を含めて90日目の午後12時までの旅行期間
② ①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた場合は、最初の利用時からその日を含めて90日目の午後12時までの旅行期間

補償内容	保険金額（限度額） 本会員・家族会員
傷害による死亡・後遺障害	最高 2,000万円
傷害による治療費用	100万円限度
疾病による治療費用	100万円限度
賠償責任	2,000万円限度
携行品損害（免責3,000円）	1旅行につき20万円限度 保険期間中 100万円限度
救援者費用	100万円限度

☆詳細は3、4、5ページをご覧ください。

海外旅行傷害保険（利用条件付）の適用条件

海外旅行に関する所定の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険を付帯します。
（注）所定の料金とは
①「搭乗する公共交通乗用具※1」または②「参加する募集型企画旅行※2」の料金。募集型企画旅行※2は、日本出国前にカードをご利用いただいた場合に限ります。

※1「公共交通乗用具」…航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。
※2「募集型企画旅行」…平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。

（2）国内旅行傷害保険
注 ❶から❸について、それぞれ利用代金を事前に本カードにより支払われた場合のみ適用します。

補償内容	保険金額（本会員・家族会員）	
❶公共交通乗用具搭乗中の傷害	死亡・後遺障害	最高2,000万円
❷宿泊中の火災・爆発による傷害	入院	日額 3,000円
❸宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害	手術	3,000円×（5倍、10倍）
	通院	日額 2,000円

☆詳細は6、7ページをご覧ください。

（3）ショッピング保険（本カードにより支払われた場合のみ適用します）
★日本国内で購入した商品は、支払方法を購入時に分割払い・リボルビング払いで指定した場合、対象とします。ただし、「楽Pay」にご登録いただき、かつ本カードで購入した場合は支払方法を問わず対象とします。海外で購入した商品は支払方法を問わず対象とします。

保険金額（本会員・家族会員）	補償期間	自己負担額
100万円（年間限度額）	購入日よりその日を含めて90日間	1回の事故につき3,000円

☆詳細は8ページをご覧ください。

②補償内容の概要

1 海外旅行傷害保険（実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険普通保険約款およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約ほか、損害保険ジャパン㈱所定の保険約款に基づきます。）

重　要　補償期間とは……保険期間中かつ会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間（利用条件を満たしている事）をいいます。ただし、会員が日本を出国してから（日本出国後のカード利用により利用条件を満たした場合は最初の利用時から）その日を含めて90日目の午後12時を経過したときにおいても旅行が終了していない場合には、90日目の午後12時に終わります。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前０時から日本入国の翌日の午後12時までをいいます。帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、あらかじめご了承ください。

担保項目		保険金額（限度額） 本会員・家族会員	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡・後遺障害	最高2,000万円	被保険者が補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合……保険金額の100％をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額の4％～100％をお支払いします。 **注**　①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、②でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ●脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●旅行開始前、終了後に発生したケガ。 ●危険な運動（ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中の事故。　など
	治療費用	100万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 **注**　事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。	１回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で、社会通念上妥当な金額をそれぞれ保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。（緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。） ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。（傷害治療のみ） ④入院のために必要になった身の回り品購入費（５万円限度）、通信費。（１回の事故につき合算して20万円限度） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 **注**　日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要にならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	
疾病	治療費用	100万円限度	被保険者が、 ①海外旅行開始後に発病した病気がもとで補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。（ただし、補償期間終了後に発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限ります。） ②補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 **注１**　特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 **注２**　①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。		●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらに起因する病気。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気（既往症）。 ●ピッケル・アイゼンなどを使用する山岳登はん中の高山病。　など
賠償責任		2,000万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 **注**　他人のものには、以下のものを含みます。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産（セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。）	１回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。 また、損害保険ジャパン㈱の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 **注**　賠償金額の決定の際には、事前に損害保険ジャパン㈱の承認を必要とします。	●被保険者の故意。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●預かっている物に関する賠償責任。（ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用した旅行用品などは除きます。）　など
携行品損害		１旅行につき 20万円限度 保険期間中 100万円限度	補償期間中に携行品（カメラ、カバン、衣類など）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 **注**　携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。（旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。） なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、登山用具、各種書類、居住施設内（一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。）にあるもの、商品・業務用機器、別送品など	１回の事故につき携行品１つ（１個または１対）あたり10万円を限度として、損害額（損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い額をいいます。）をお支払いします。乗車船券、航空券等については、事故の後に支出した費用について５万円を限度としてお支払いします。また、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては５万円を限度に再発給費用（現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。）をお支払いします。ただし、１旅行につき20万円を限度、保険期間を通じて100万円を限度とします。 **注**　１回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）は自己負担していただきます。 損害額－3,000円（免責金額）	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●差押え、破壊等の公権力の行使。（火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。） ●無免許、酒酔、麻薬等使用中の運転。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●ウィンドサーフィン・サーフィン・スキューバダイビングに関する用具の損害。 ●危険な運動（ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中のその運動固有の用具の損害。　など
救援者費用		100万円限度	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または３日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、３日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合（無事が確認できた後に発生した費用は対象としません。）または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な費用を保険期間を通じて保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料。（救援者１名につき14日分まで） ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。（100万円限度） 上記②から④の費用は右表の金額を限度とします。また、３日から６日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 **注**　払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺（死亡された場合を除きます。）、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院。 ●歯科疾病による入院。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。　など

	②の交通費、③の客宴費	④の諸経費等
3日～6日継続入院の場合	救援者１名分	5万円
7日以上継続入院の場合	救援者３名分	20万円

2 国内旅行傷害保険（実際の保険金お支払いの可否は、傷害保険普通保険約款およびクレジットカード用国内旅行傷害保険特約ほか、損害保険ジャパン㈱所定の保険約款に基づきます。）

重　要　❶から❸について、それぞれ利用代金を事前に本カードにより支払われた場合のみ適用します。

担保項目	保険金額（本会員・家族会員）		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡・後遺障害	最高 2,000万円	❶被保険者が本カードにより公共交通乗用具※1搭乗券※2を予め購入し、当該公共交通乗用具※1に乗客として搭乗中＊に偶然な事故によって傷害を被り、右記(1)〜(5)に該当した場合。 ＊航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内にいる間および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。 ❷被保険者がチェックインする以前に本カードで宿泊料金を支払った旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・破裂・爆発事故によって傷害を被り、右記(1)〜(5)に該当した場合。 ❸被保険者が本カードにより宿泊を伴う募集型企画旅行※3の料金を予め支払い、当該募集型企画旅行※3参加中に偶然な事故によって傷害を被り、右記(1)〜(5)に該当した場合。	左記の❶〜❸によりその傷害が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または後遺障害が生じた場合。 (1) 死亡された場合……2,000万円（被保険者の法定相続人にお支払いします。） (2) 後遺障害が生じた場合……その程度に応じて、保険金額(2,000万円)の4%〜100%をお支払いします。 注 (1)でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、(2)でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。 (3) 入院された場合……入院保険金日額×入院日数（事故発生日より180日限度） (4) 手術を受けられた場合……入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍（1回の事故につき、1回の手術に限ります。） (5) 通院された場合……通院保険金日額×通院日数（事故発生日より180日以内で90日限度）	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺、犯罪行為 ・無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転 ・脳疾患、心神喪失 ・戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ・危険な運動（ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中の事故。 ・地震、噴火または津波 ・むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など
	入院	入院保険金 1日につき 3,000円			
	手術	手術保険金 3,000円×(5倍、10倍)			
	通院	通院保険金 1日につき 2,000円			

注　入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象としません。

※1公共交通乗用具……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。
※2公共交通乗用具搭乗券……定期券、オレンジカード等のプリペイドカード、回数券は含まれません。
※3募集型企画旅行……平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

3 ショッピング保険

（実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱所定の保険約款に基づきます。）

注　日本国内で購入した商品は、支払方法を購入時に分割払い・リボルビング払いで指定した場合、対象とします。ただし、「楽Pay」にご登録いただき、かつ本カードで購入した場合は支払方法を問わず対象とします。海外で購入した商品は支払方法を問わず対象とします。

保険金をお支払いする場合	被保険者（本会員・家族会員）が、本カードを利用して商品を購入し、購入日（配達等による場合は受取日）よりその日を含めて90日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然の事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有している方。
保険金お支払いする内容	被保険者（本会員・家族会員）1名あたりの年間限度額を100万円とし、本カードのご利用額（修理が可能な場合は、損害品のカードご利用額を限度とした修理金額）から、自己負担額3,000円（免責金額）を控除した金額を限度にお支払いします。 ※損害を補償する他の保険がある場合、他の保険で不足した損害額のみを対象とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた損害。 ①被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者（保険金受取人）の故意または重大な過失に起因する損害。 ②被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。 ③補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。 ④補償の対象となる商品のかしに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に起因する損害を除く。 ⑤加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害。修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。 ⑥戦争（宣戦の有無を問わず）その他の変乱に起因する損害。 ⑦差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。 ⑧核燃料物質（使用済燃料を含む。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。 ⑨電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。 ⑩詐欺または横領に起因して生じた損害。 ⑪置き忘れ、紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害。 ⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。 ⑬台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑭補償の対象となる商品の受取前の損害および別送品。 ⑮会員規約違反により購入した物品の損害　など
補償の対象とならない主な商品	①船舶（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含む）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。）旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット ⑤稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの ⑥動物および植物 ⑦携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサー等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑧食料品 ⑨デジタルコンテンツ　など 注 ギフトカードにて購入した物品は対象としません。

他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合（他の付帯保険については取扱代理店エスティ保険サービス㈱へご照会ください。）

本カードと他クレジットカードをあわせてお持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金
他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。

②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

MUFGカードのみを複数お持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金
個人カードを一人で複数枚お持ちの場合でも、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額は合算せず、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。

②その他の保険金
複数枚のブランド（アメリカン・エキスプレス®、JCB、Visa、Mastercard®※）をお持ちの場合は、合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）
※Visa、Mastercard®を両方お持ちの場合は、適用する保険金額は１枚分とします。

(注) 当社、他クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合

①死亡・後遺障害保険金
原則として合算金額とします。（ただし、当社所定の一部の法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。詳しくは１ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。）

②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

①死亡・後遺障害保険金
本付帯保険の保険金額（クレジットカード複数保有の場合、上記ご参照）と、任意加入保険の保険金額を合算します。

②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

海外・国内旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求出来ない事情がある場合、以下の方々を代理請求人とすることが出来ます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。
・被保険者の配偶者
・配偶者がいないときは3親等以内の親族

死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者の法定相続人とします。受取人の指定はできません。

③保険金の請求について

1 海外旅行出発から保険金請求までの流れ

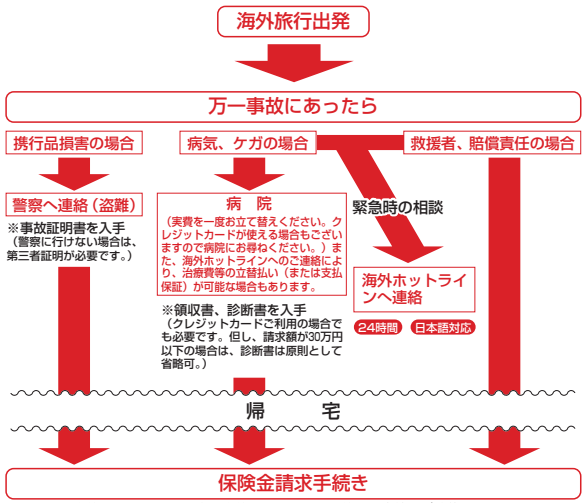

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

2 国内旅行出発から保険金請求までの流れ

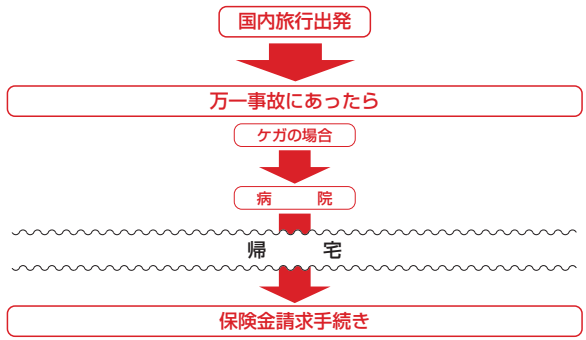

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

3 ショッピング保険保険金請求までの流れ

※購入日からその日を含めて90日以内に商品の破損・盗難・火災などの損害を被った場合は、事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

〔事故時の連絡先〕
●損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク
0120-786-661
（24時間年中無休）

4 保険金請求に必要な書類

（1）海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険

事故形態 / 必要書類	海外での事故							日本国内での事故			
	治療費用（傷害・疾病）	携行品損害	死亡（傷害）	後遺障害（傷害）	救援者費用等	賠償責任 対人	賠償責任 対物	死亡（傷害）	後遺障害（傷害）	入院（傷害）	通院（傷害）
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
パスポート（コピー）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
現地でご手配いただく書類：医師の診断書	◎					◎				◎	◎
現地でご手配いただく書類：治療費の明細書および領収書	◎					◎					
現地でご手配いただく書類：死亡診断書または死体検案書（死亡地のもの）			◎		○	○		◎			
事故証明書	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
現地でご手配いただく書類：支出を証明する書類	○				◎						
現地でご手配いただく書類：示談書・示談金領収書	○					◎	◎				
現地でご手配いただく書類：損害額（修理費等）を証明する書類							◎				
損害品明細書		◎									
損害額を証明する書類		◎									
戸籍謄本			◎		◎	○		◎			
委任状			◎					◎			
後遺障害診断書				◎		○			◎		
損害状況を示す写真		◎					◎				
売上伝票（お客様控）		○									
旅行代金等をお支払いいただいたことを証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

（2）ショッピング保険

事故の形態 / 必要書類	盗難事故	火災事故	破損事故	その他事故
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
罹災証明書または盗難届（注1）	◎	◎	（注2）	（注2）
修理見積書または領収書		◎	◎	○
売上伝票（お客様控）	◎	◎	◎	◎
損害品の写真		◎	◎	◎

（注1）受理番号をご確認ください。
（注2）全損の場合は原則現物をご提示頂きます。
破損・その他事故の場合は第三者からの事故証明をいただく事があります。

注

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
（例、空港でスーツケースをうけとった際に破損があった場合は、航空会社の証明をお取りください。）
※海外治療費用について、請求額が30万円以下の場合、診断書は原則として省略可。
※入院・通院保険金について、請求額が30万円以下の場合、診断書は原則として省略可。
※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。
（ただし、海外旅行保険のご請求で損害保険ジャパン㈱に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。）
※盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要です。警察に行けない場合は、第三者証明が必要です。
※海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要です。
※海外旅行傷害保険および国内旅行傷害保険については、事前のカード利用を証明する書類が必要です。
※写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金お支払い対象外です。
※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

④海外ホットラインについて

本カードに付帯されている海外旅行傷害保険は、次のような場合、海外ホットラインが無料でご利用いただけます。

こんなサービスをご提供します。

海外ホットライン	・海外でケガ・病気になったときの病院の紹介、医師の派遣等（下記参照） ・現地で保険金を請求するときの手続の案内および保険会社への取次 ・帰国後保険金を請求するための手続の案内 ・保険事故解決のための手続の案内

※本サービスは、保険対象の事故の場合にご利用いただけます。

救急医療サービス内容

海外ホットラインの救援またはアドバイスを本カードに付帯している保険金額を限度にご負担なしで受けることができます。ご連絡をいただき次第、現地の医師と連絡をとりつつ、適切な治療を受けられるよう可能な限りの措置を講じます。なお、容態に応じて次のような措置を講じますが、どのような措置をとるかについては、本サービスの医療チームが判断させていただきます。

病院への移送	最寄りの病院へ入院する必要がある場合や、現在入院中の病院からより設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院する必要があると判断される場合には、容態に応じて次のような方法により移送します。 ●鉄道（寝台車を含む）　●救急車 ●定期航空機　●医療設備付小型飛行機 なお、移送の決定、移送手段・移送先の選定および移送手続きについては、本サービスの医療チームが判断・手配させていただきます。
医師の派遣	必要に応じ現地へ医師を派遣します。
立替払い・支払保証	治療費、輸送費等の立替払い（または支払保証）が可能な場合もあります。
自宅への移送	必要に応じて自宅に移送するための手配を行います。
救援者のサポート	下記のような場合に、救援者の渡航手続等のサポートを行います。 ●海外旅行中の事故により、 (1) 遭難（行方不明を含む）した場合 (2) 事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または3日以上継続入院した場合 (3) 病気により死亡した場合 (4) 病気にかかり、医師の治療を受け補償期間終了日から30日以内に死亡した場合、または、3日以上継続入院した場合

国際コレクトコール（料金受信人払い）のかけ方（英語による会話例）

海外ホットラインデスクに連絡するためコレクトコールを利用する場合、下記を参考におかけください。

〔例〕ローマ→海外ホットライン

国際電話局オペレータを呼び出した後、以下のようにお話しください。

オペレーター
オーバーシーズ　オペレーター
Overseas operator.（国際電話局です。）

あなた
アイド　ライク　トゥ　メイク ア　コレクトコール　トゥ　ジャパン
I'd like to make a collect call to Japan.
ザ　ナンバー　イズ　ファイブゼロ　スリーエイトツーゼロ　ワンスリーゼロワン
The number is 50-3820-1301.
ディス　イズ ミスターカトー　アト　ローマ
This is Mr.Kato at Rome（あなたの電話番号）.
（日本へコレクトコールをかけたいんですが。番号は50-3820-1301番です。こちらはローマ（あなたの電話番号）の加藤です。）

オペレーター
オーライ　ウィル　コール　ユーバック
All right. We'll call you back.
{ハングアップ Hang up / ホールドオン Hold on} アンド　ウェイト プリーズ and wait, please.
（承知しました。お呼びいたしますので {お切りになって / 切らずにそのまま} お待ちください。）

あなた
サンキュー
Thank you.

オペレーター
サンキュー　フォー　ウェイティング／ゼイア　オン　ザ　ライン　／ゴー　アヘッド　プリーズ
Thank you for waiting.　They are on the line.　Go ahead, please.
（お待たせしました。お出になりました。どうぞお話しください。）

サービスデスク
はい、損保ジャパン海外ホットラインです。

⑤Q&A

よくあるご質問にお答えします！

海外旅行傷害保険…海　国内旅行傷害保険…国　ショッピング保険…Ⓢ

Q1 海　海外旅行だけでなく、海外留学や海外出張の場合でも補償されますか？

A1 補償します。

Q2 海国Ⓢ　家族会員（カード保有者）も保険の対象ですか？

A2 対象です。本会員と同じ内容の保険を付帯しております。

Q3 海　虫歯で治療にかかった場合の費用は保険の対象ですか？

A3 歯科疾病（虫歯・歯槽膿漏など）の治療費は対象としません。ただし、転んで歯を折るなど、偶然な事故が原因での治療（義歯の修理は対象外）では対象になる場合もあります。

Q4 海　携行品損害における「携行する」とは、どのような状態ですか？

A4 本人が携帯している（身につけている、手に持っている）状態、あるいは携えていく状態等、本人の管理下にある状態をいいます。ベンチにカメラを置いたまま離れ、戻った時に無かった場合等の事故は保険の対象としません。

Q5 海Ⓢ　宅配で荷物やお土産品などを送付した場合の、その間の盗難や破損は保険の対象ですか？

A5 別送品の損害は対象としません。

Q6 海国　海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険は、本カードを持っていない家族が対象ですか？

A6 本カードをお持ちの本会員、家族会員の方のみ対象です。

Q7 海国　レンタカーの代金を本カードで支払った場合には補償されますか？

A7 公共交通乗用具ではないため、補償しません。

Q8 海Ⓢ　本カードで購入した商品が、他の海外旅行保険などでも補償されている場合には、双方から保険金を受け取れますか？

A8 双方から受け取ることは出来ません。実際の損害額を上限に支払います。

Q9 Ⓢ　レンタル代金を本カードで支払った場合には、保険の対象ですか？

A9 対象としません。商品を本カードで購入した時のみ保険の対象とします。

Q10 Ⓢ　本カードで購入した商品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか？

A10 本カードで購入した商品に対し補償するため、対象とします。

メ　モ

メ　モ

メ　モ

※本小冊子に記載している内容は2023年9月現在の情報です。